

## 提出書類一覧表

- ・指定申請には、全水準共通の提出書類に加えて、各申請水準に応じた書類の提出が必要です。
- ・各提出書類はG-MISにより提出してください。

提出書類		留意事項	チェック
<b>○全水準共通</b>			
1	医師労働時間短縮計画（案）	医療機関勤務環境評価センター受審の際に提出した計画（案）を提出してください。	
2	医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の通知書（写）	-	
3	様式第5号（誓約書）	-	
<b>○特定地域医療提供機関（B水準）</b>			
①	様式第1号（指定申請書）	-	
②	別添1（様式第1号関係）	-	
③	対象医療機関に該当することを証する書類	別表を参照の上、必要書類を提出してください。	
<b>○連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）</b>			
①	様式第2号（指定申請書）	-	
②	別添2（様式第2号関係）	-	
③	様式第6号（派遣先医療機関一覧）	-	
<b>○技能向上集中研修機関（C-1水準）</b>			
①	様式第3号（指定申請書）	-	
②	別添3（様式第3号関係）	-	
③	C-1水準適用予定の専攻医が参加する専門研修プログラム	臨床研修プログラムは提出不要（年次報告時に確認できているため）	
<b>○特定高度技能研修機関（C-2水準）</b>			
①	様式第4号（指定申請書）	-	
②	別添4（様式第4号関係）	-	
③	審査組織に申請した医療機関申請書	指定後すぐにC-2水準適用の該当者がいる場合は、該当者の技能研修計画を同時に提出してください。	
④	審査組織による医療機関の教育研修環境に関する審査結果通知書（写）	指定後すぐにC-2水準適用の該当者がいる場合は、技能研修計画に係る審査結果の通知を同時に提出してください。	

## 提出書類一覧表（B水準のみ）

別表
----

次の1～3のいずれかの医療機関に該当している場合のみ申請することができます。

表中に記載の必要書類を提出してください。（不要の場合もあり）

1. 救急医療（医療法第113条第1項第1号）			
対象医療機関		例	必要書類
(1)	三次医療機関	・救命救急センター	不要
(2)	二次救急医療機関 (年間救急車受入台数1,000台以上または年間の夜間・休日・時間外入院件数500件以上であり、かつ、県医療計画において5疾病5事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関に限る)	・救急告示病院 ・病院群輪番制参画病院	左記の要件を満たすことが確認できる書類 (病床機能報告における報告内容の写し 等)
2. 居宅等における医療（医療法第113条第1項第2号）			
対象医療機関		例	提出書類
(1)	在宅療養支援病院	—	左記の要件を満たすことが確認できる書類
(2)	在宅療養支援診療所	—	左記の要件を満たすことが確認できる書類
3. 地域において当該病院または診療所以外で提供することが困難な医療（医療法第113条第1項第3号）			
対象医療機関		例	提出書類
(1)	精神科救急に対応する医療機関（特に患者が集中するもの）	・精神科救急医療輪番病院	左記要件を満たすことが確認できる書類
(2)	小児専門医療を担う医療機関	・小児救急医療支援事業参加病院	不要
(3)	周産期医療を担う医療機関	・周産期母子医療センター ・地域周産期母子医療センター ・周産期協力病院	不要
(4)	災害医療を担う医療機関	・災害拠点病院	不要
(5)	医療型障害児入所施設として滋賀県に指定された医療機関	—	不要
(6)	高度のがん治療を行う医療機関	・都道府県がん診療連携拠点病院 ・地域がん診療連携拠点病院 ・地域がん診療病院 ・滋賀県がん診療連携拠点病院 ・滋賀県がん診療高度中核拠点病院 ・滋賀県がん診療広域中核拠点病院 ・滋賀県地域がん診療連携支援病院	不要
(7)	移植医療等極めて高度な手術・病棟管理を行う医療機関	—	左記要件を満たすことが確認できる書類
(8)	その他、地域における医療の確保のために必要な機能を有すると都道府県知事が認めた医療機関	—	検討を要するため、まずは滋賀県健康医療福祉部医療政策課まで御相談ください。（077-528-3613）